

認可外保育施設への補助が充実!!

国からの補助がないために、認可外保育施設の運営は職員の方々の献身的な努力によって支えられています。党市議団は毎年、当局に補助の充実についての要望書とともに職員や保護者の生の声を届けています。市の新年度予算では、6〜7年ぶりに施設への補助の充実が図られました。

【夜間保育補助金の新設】

20時以降の夜間保育を実施している施設に対して
1施設当たり 月額8,600円

【運営費補助金の充実】

児童割 1人当たり 2,200円/月(100円↑)
施設割 1施設当たり 15,200円/月(900円↑)

【冷暖房費補助金の改善】

1日4時間以上、月15日以上利用する児童に加え、一時預かりの児童も対象に!

リノベーションまちづくりへの支援が新設されました!

リノベーションまちづくりは、空き店舗を全く別の観点から改装し、地域の価値を向上させる、地域経済活性化で注目されている取り組みです。党市議団は、これまで支援の充実を求めてきました。

【まちなかリノベーション推進資金の創設】

融資限度額：1,000万円
融資対象者：リノベーションスクール修了者
融資期間：…運転資金7年以内(1年措置含む)
設備資金10年以内(1年6カ月措置含む)
融資利率：…1年以内1.75%〜7年超2.35%
信用保証料：年0.45%〜1.9%(保証料補助割合5分の4)

障がい福祉・介護保険優先原則の負担が軽減されます!

党市議団は、障がいの状態は変わらないにもかかわらず、65歳を迎えると介護保険制度に強制的に移行し、障がいのある方の負担が増えたり、支援を控えたりする懸念がある「介護保険優先原則」をなくすよう署名などに取組んできましたが、国の一定の見直しを踏まえて、制度が充実されました。

【介護保険移行後の1割負担の軽減】

- ・65歳に到達する前に障がい福祉サービスを利用している
- ・65歳に到達した時点で生活保護・住民税非課税の方
- ・支援区分が2以上の方

※右記の要件がすべて当てはまる方は介護保険の利用料が償還されます。また、40歳以降、介護保険利用実績のある方は対象外

【移動支援事業の継続】

- ・65歳に到達する前に5年以上移動支援を利用されている方
- ・5年以下でも第一種手帳の要件に該当する方

※どちらかの要件に該当する方は65歳以上も障がい福祉の移動支援事業を継続して利用することができます。

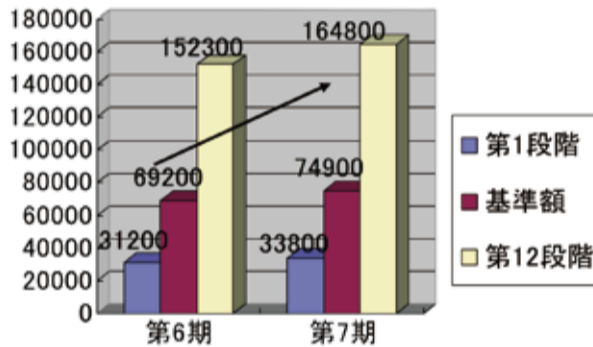
介護保険料・利用料の負担増に反対 介護医療院は病床削減の受け皿に?

新年度予算として、第七期(平成30年度〜32年度)の保険料や介護保険事業計画等が示され、党市議は、その内容を質しました。

第七期の介護保険料は下図の通り、第六期と比較して、12の所得段階の全てで8.2%引き上げられます。また本年8月から、新たに所得第8段階(合計所得200万円以上400万円未満の一部)から、**利用料3割負担**が導入されることにより、1,092人の利用者に一人平均9万4千円の負担増の影響が示されました。党市議は、このような負担増に対して保険料や利用料の減免制度の拡充を求めましたが、当局からは「他都市を研究する」との答弁にとどまりました。

また「一定回数を超える生活援助サービスの制限」や「国が決める福祉用具の貸与価格の上限を超える場合の全額負担」等が導入されると共に、**介護医療院の創設**が条例で制定されましたが、今後、国が推進する病床削減の受け皿になることが質疑の中で明らかにされ、党市議団は、これらの介護保険制度の改悪に反対を表明しました。

図：介護保険料(年額)の比較



市民と力合わせ 国保税の引上げをストップ

平成30年4月から、国民健康保険は市町村と県の共同運営となり、県が財政責任主体となる、いわゆる「国保の県単位化」の内容について、党市議は質しました。

これまで党市議団は、市民と力合わせ国保税引上げ反対の署名を市長に提出する等の取り組みを推進してきました。

表1の通り、県が本市に示した標準保険料率は、**11.8%増**の大幅な引上げとなりますが、本市は、引き続き法定外一般会計繰入(約22億円)を活用して、国保税率を現状のまま据え置く条例改正と予算を示しました。

国保税を引き上げなかった理由について「国の国保への公費拡充の不確定な要素もあり、総合的に判断した」との見解が示されましたが、本市は、県の方針に従い「法定外一般会計繰入の解消・削減を検討する」と表明していることから、引き続き国保税引上げ反対の声をあげていくことが不可欠です。

表1：本市と県の税率による国保税の比較

		基礎課税(医療給付)	後期高齢者支援金等	介護納付金	所得200万円、親子4人家族モデル世帯の比較
本市の現行税率	所得割	8.0%	2.60%	2.40%	345,300円
	均等割	21,000円	6,200円	7,400円	
	平等割	23,300円	7,100円	6,400円	
県の標準保険料率	所得割	8.74%	2.33%	1.97%	407,400円(118%増)
	均等割	35,545円	9,440円	10,291円	
	平等割	24,987円	6,636円	5,088円	

初診時選定療養費を徴収するなら! 市立病院に無料低額診療事業の導入を!

市立病院は、紹介率が基準を満たすことから、県に地域支援病院の申請を行い、承認されると、紹介状無しで受診する患者から徴収する初診時選定療養費及び再診時選定療養費の徴収が義務付けられることとなります。

党市議は、市立病院の初診時選定療養費等の料金は、表2の通り、国や大学病院の基準を上回る重い負担であり、低所得の患者の受診を困難にすることから、選定療養費の徴収の対象外となる「**無料低額診療事業**」を導入し、生計困難な患者が、紹介状無しでも受診できるようにすべきと提起しました。しかし、病院当局からは、地域支援病院の承認や総合入院体制加算で約1億七千万円の増収と税制上の優遇により約2億円の負担軽減の恩恵を受けているにもかかわらず、「**経営に影響を及ぼす**」「**導入は考えていない**」との見解が示されました。

党市議は、全ての市民に開かれた病院として、無料低額診療事業の導入について再検討を求めました。

表2：診察料以外に徴収される初診時選定療養費等の比較

区分		市立病院	国の基準	鹿大病院
初診時選定療養費	内科	5,400円	5,000円以上	5,400円
	歯科	5,400円	3,000円以上	3,240円
再診時選定療養費	内科	2,700円	2,500円以上	2,700円
	歯科	2,700円	1,500円以上	1,620円

性別欄削除の見直しを 性的少数者(LGBT)への支援

党市議は、本市における、公的書類の性別欄削除の取り組みについてと質しました。今後、全庁的な調査をし、男女を記す必要のないものは一刻も早く削除するよう強く要請しました。

性的少数者の当事者の方が公的書類の性別を問われる際、見た目と実際の性別が違ふことで驚かれたり偏見を持たれたりする。必要のない性別欄は削除してほしいとの要望があるが現在、性別欄が削除されている書類はあるのか。

精神障害保健福祉手帳や、本市の印鑑登録証明書は削除されており性別欄を削除したことによる影響は特にはない。性別欄を配慮する取扱いを行っているものとしては、住民票記載事項証明書などがある。

公的書類の性別欄について精査し、影響がないものは可能な限りの削除を要請する。

見直しの検討を行い、適切な対応がはかられるよう努めていく。



代表委員 日本共産党 定中 清隆 議員



岡山 是り 議員